

## 大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱

平成27年11月25日 27こ保発第12863号 区長決定  
平成28年 5月27日 28こ保発第10562号 一部改正  
平成29年 5月16日 29こ保発第10491号 一部改正  
平成29年12月13日 29こ保発第12994号 一部改正  
令和 5年 3月30日 4こ保発第16887号 一部改正  
令和 5年12月27日 5こ保発第14875号 一部改正  
令和 6年 4月16日 6こ保発第10262号 一部改正  
令和 7年 3月11日 6こ保発第16083号 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）の規定により実施する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「施設等」という。）に対する指導検査について、必要な事項を定める。

(指導検査の目的)

第2条 指導検査は、児福法、支援法、大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第37号）、大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第38号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）をはじめ、労働基準法（昭和22年法律第49号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の法令（以下「関係法令」という。）に照らし実施し、必要な助言及び指導並びに是正の措置を講ずることにより、施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって小学校就学前子どもの健全な発達に資することを目的とする。

(指導検査の基本方針)

第3条 指導検査は、関係法令、設備及び運営に関する基準及び第10条第1項に定める区の検査基準等を基本に、指導検査に関する国及び東京都（以下「都」という。）の通知、これまでの指導検査実績等を総合的に勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施する。

- 2 区長は、指導検査が画一的・形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、施設等の問題解決を図り、自律的な運営を促すための具体的な助言及び指導を行う。
- 3 区長は、法令に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いているために、施設運営に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、法令に定めるところにより行政処分を行うための手続きを進める。
- 4 指導検査の実施及び検査結果の処理にあたっては、必要に応じて関係部局との合同検査や情報交換を密にするなど十分な連携を図る。

(指導検査の対象)

第4条 指導検査の対象は、次に掲げる施設等とする。

- (1) 認可保育所
- (2) 小規模保育事業A型
- (3) 小規模保育事業B型
- (4) 小規模型事業所内保育事業A型
- (5) 小規模型事業所内保育事業B型

(指導検査の実施方針)

第5条 区長は、指導検査を重点的かつ効果的に行うため、保育行政の動向を踏まえ、指導検査の重点項目を掲げる大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施方針(以下「実施方針」という。)を、毎年度検査開始時まで別に定める。

(指導検査計画等)

第6条 指導検査の実施に当たっては、検査計画を別に定めることとする。

2 施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等により、問題が発生するおそれがあると認められる場合は、検査計画にかかわらず適宜次条第2号に規定する実地指導を実施する。

(指導形態等)

第7条 指導検査は、次の各号に定める形態により実施する。

- (1) 集団指導 第4条に定める指導検査の対象となる施設等の設置者(以下「設置者」という。)等を一定の場所に集める等により講習等を行うことをいう。
- (2) 実地指導 次条に規定する実地指導をいう。
- (3) 運営状況報告 第4条に定める指導検査の対象となる設置者等に対して、区長が必要と認める場合に、運営状況を確認できる帳簿書類等の提出を求め、運営状況の確認を行うことをいう。

(実地指導の種類)

第8条 実地指導は、一般指導検査及び特別指導検査に分けて実施する。

- 2 一般指導検査は、指導検査事項全体について、施設等の所在地において行う検査をいう。ただし、別途こども未来部長が定める場合においては、例外的に実地の検査に代えて、必要と認める事項の報告を求め、又は関係者に対して質問させることにより検査を実施できるものとする。
- 3 一般指導検査は、必要に応じてあらかじめ指導検査事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。
- 4 一般指導検査において改善すべき事項が認められ、検査後に施設等から改善報告書等が提出された場合は、書面によるほか、必要に応じ、現地で確認する検査を行うものとする。
- 5 特別指導検査は、次のいずれかに該当する場合に、特定の指導検査事項を定め、重点的又

は改善が図られるまで継続的に行う検査で、特命により行う検査をいい、原則として実地において行う。

- (1) 施設等が、法令に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、運営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 一般指導検査による改善の措置が認められないとき。
- (3) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。
- (4) 前各号に該当する施設等と設置者が同じである場合など、区が特別指導検査を実施する必要があると認めるとき

(調査書等の提出)

第9条 区長は、施設等に、第5条に規定する実施方針等を踏まえ実地指導に必要な指導検査項目を掲げた施設調査書（以下「調査書」という。）を作成し、毎年度指定期限までに、調査書及び関係資料の提出を求めることができる。

(指導検査基準)

第10条 区長は、指導検査項目、関係法令及び評価事項等を集約した指導検査基準（以下「検査基準」という。）を別に定める。

- 2 検査基準における評価区分は、別表「評価区分」に沿って定める。

(一般指導検査の実施)

第11条 区長は、原則として設置者に対して、一般指導検査の実施通知をあらかじめ送付する。

- 2 区長は、施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等で問題が発生するおそれがあると認められる場合には、前項の規定によらず一般指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により検査を実施することができる。
- 3 法人等が複数の施設等を運営する場合の一般指導検査は、日程を調整の上、実地検査を行うなど、総合的な観点によって実施する。
- 4 一般指導検査の検査体制は、原則として係長級以上の職にある者を長とする職員2人以上で編成する。
- 5 検査員は、検査基準に基づき、調査書等を参考に、分担して検査を実施する。この場合において、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、係長級の職にある者が相互の関係を調整する。
- 6 一般指導検査の実地検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、設置者及び施設長等に対して、実地検査指導事項票を用いて、検査の結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。
- 7 講評は、係長級の職にある者が全般にわたる事項及び担当検査事項について、他の検査員は自己の担当した個別事項について講評を行う。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合その他の状況により、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。
- 8 一般指導検査の実地検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部局職員、関

係行政機関職員又は法人・事業者等及び施設等に関係する者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行うことができる。

(一般指導検査後の取扱い)

第12条 一般指導検査の検査員は、検査の終了後、直ちにその結果内容について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で所管部局の長へ報告する。

- 2 一般指導検査の検査員は、前項の検討結果に基づき検査の結果を当該設置者あて、文書で通知する。この場合において、検査基準に定める「評価区分」に照らして文書指摘事項が認められるときは、問題点及び改善方法等を具体的に通知する。
- 3 一般指導検査をより効果的なものとするため、第1項の規定による報告及び前項の規定による通知は、指導検査の終了後速やかに行う。
- 4 区長は、指導検査の結果の文書指摘事項について、設置者に対し原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。
- 5 関係行政機関に対しては、必要に応じ、一般指導検査の結果を通知し、又はこれと協議を行う等、連携を密にする。
- 6 度重なる一般指導検査によっても、改善の措置が認められないときには、特別指導検査の実施対象とする。

(特別指導検査の実施)

第13条 特別指導検査の通知は、一般指導検査に準じて、事前に文書により行う。ただし、特別指導検査の目的と効果を勘案し、検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

- 2 特別指導検査の体制は、原則として係長級以上の職にある者を長とする職員3人以上で編成する。
- 3 特別指導検査は、検査の目的・効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的又は改善が図られるまで継続的に実施する。
- 4 特別指導検査の終了後、検査員相互で調整を行った上で、設置者及び施設長等に対して検査の結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、状況によって、現地での講評を行わず関係者を招致して行うこともできる。
- 5 特別指導検査には、その効果を高めるために、必要に応じて、関係行政機関・部局職員若しくは法人・事業者等及び施設等に関係する者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行うことができる。

(特別指導検査後の措置)

第14条 特別指導検査の検査員は、検査の終了後、その概況を所管部局の長に報告し、必要に応じ関係行政機関と協議する。

- 2 特別指導検査の検査員は、指導検査結果について、設置者あて、理由を付して文書で通知する。

3 区長は、特別指導検査の結果の文書指摘事項について、設置者に対し原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続的に実施する。

(勧告)

第14条の2 区長は、特別指導検査を実施し、支援法第39条第1項又は支援法第51条第1項に基づき、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者等に対し、期限を定めて、基準を遵守すること等を勧告することができる。

(1) 支援法第34条第2項の区の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合

(2) 支援法第34条第5項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合

(3) 支援法第46条第1項に定める地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合

(4) 支援法第46条第2項の区の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合

(5) 支援法第46条第5項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合

2 勧告は、原則、書面により行い、設置者等に勧告から60日以内に改善報告書を提出させる。ただし、区長は、事案の緊急性・重大性を踏まえて、改善報告の期限を短縮することができる。

3 設置者等が前項に規定する期限内に改善報告書を提出しなかったときは、区長は、支援法第39条第3項又は支援法第51条第2項に基づき、その旨を公表することができる。

4 区長は、特定教育・保育施設の設置者が支援法第34条第1項に定める教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、支援法第39条第2項に基づき、遅滞なくその旨を当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事等に通知する。

(命令)

第14条の3 区長は、設置者等が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、支援法第39条第4項又は支援法第51条第3項に基づき、当該設置者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべき命令をすることができる。

2 前項の命令は、書面により行い、設置者等に命令から60日以内に改善報告書を提出させる。ただし、区長は、事案の緊急性・重大性を踏まえて、改善報告の期限を短縮することができる。

3 区長が命令を行ったときは、支援法第39条第5項又は支援法第51条第4項に基づき、その旨を公示するとともに、支援法第39条第5項に基づき遅滞なくその旨を当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事等に通知する。

(所管部署への報告)

第14条の4 特別指導検査を実施した結果、支援法第40条第1項各号又は支援法第52条第1項各号のいずれかに該当する可能性があると認められるときは、行政処分の権限を持つ所管部署へ報告する。

(聴聞等)

第14条の5 区長は、特別指導検査の結果、設置者等に対して、命令を行おうとする場合には、特別指導検査後、命令の予定者に対して、大田区行政手続条例（平成7年10月16日条例第44号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行う（同条第2項各号に該当する場合を除く。）。

(指導検査結果の活用)

第15条 指導検査の結果は、適宜集約し、行政運営に資するため、関係機関や関係部局に提供する。

2 指導検査結果のうち文書指摘事項及び改善状況については、今後の事業者指導等に支障があると認めた場合を除き、大田区ホームページへ掲載し、区民へ広く情報提供する。

(指導検査の総合的な企画及び調整)

第16条 区長は、指導検査に関する総合的な企画及び調整を行い、検査に係る重要事項等については、必要に応じて関係機関や関係部局等と協議する会議を設ける。

(指導方針の継続、統一の確保)

第17条 指導検査の実施に当たり生じた疑義及び関係法令等の解釈については、関係部局等と調整又は協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により整理する。

(都との連携)

第18条 区は、指導検査の実施に当たっては、都と必要な連携を行う。

2 区は、指導検査に係る情報について、都と相互に必要な情報の連携を行う。

(指導検査情報の公開)

第19条 指導検査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

(要綱の適用除外)

第20条 他の法令又は要綱に定めのある検査、指導及び監査については、この要綱の適用を除外する。

## 付 則

1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

付 則（平成28年5月27日28こ保発第10562号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成29年5月16日29こ保発第10491号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成29年12月13日29こ保発第12994号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（令和5年3月30日4こ保発第16887号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

付 則（令和5年12月27日5こ保発第14875号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（令和6年4月16日6こ保発第10262号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（令和7年3月11日6こ保発第16083号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 評価区分（第10条関係）

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合は除く。）は、原則として「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	関係法令及び関係通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。